

# 令和2年度 長 小学校非違行為根絶マニュアル

## 1 体罰

(1) 体罰に対する正しい理解と認識を持つ。

- ① 「職場内研修」の実施等による啓発 「教え子や家族を悲しませないために」の読み合わせ
- ② 「教職員の皆さんへ『体罰の根絶に向けて』」(H23.12 長野県教育委員会)の活用

(2) 学校としての組織的取組

- ① 児童の指導上の問題を一人で抱え込まないよう、生徒指導委員会・教務会を中心に、組織で対応する。
- ② 複数の目で子どもたちを指導している本校の良さを再確認し、指導不足と追い込まれないような周りの環境をつくっていく。
- ③ 「体罰根絶に向けた運動部指導者研修会」や「学校体育・スポーツ研究協議会」の研修内容について校内で伝達講習を行う。
- ④ 児童・保護者・教職員を対象とした定期的ないじめ・体罰アンケート調査の実施
- ⑤ 児童・保護者への第三者相談機関（毎年県教委から通知される）の増刷配布と周知

(3) 良好な人間関係づくり

- ① 職員間の報告・連絡・相談が円滑に行われるような職場の人間関係づくり
- ② 児童のシグナルを見落とさない児童との人間関係づくり
- ③ 子どもと密室状態にならない中で指導する。
- ④ 職場環境が和やかなものになるようにする。

## 2 スクールセクシュアルハラスメント

(1) セクハラに対する正しい理解と認識を持つ。

- ① 「職場内研修」の実施等による啓発
- ② なくそう スクール・セクハラ1」(H20.10 長野県教育委員会)の活用
- ③ 「それはセクハラではないのか？」という感覚を高めていく。

(2) 学校としての組織的取組

- ① 非違行為根絶委員会の設置と活用
- ② スクール・セクハラ相談窓口の設置と児童・保護者への周知
- ③ 児童・保護者への第三者相談横面（毎年県教委から通知される）の増刷配布と周知

(3) 良好な人間関係づくり

- ① 職員間の報告・連絡・相談が円滑に行われるような職場の人間関係づくり
- ② 児童のシグナルを見落とさない児童との人間関係づくり

## 3 情報管理に関する事故

(1) 情報管理に対する正しい理解と認識を持つ。

- ① 「職場内研修」の実施等により、情報セキュリティに対する意識高揚を図る。
- ② 職員個人が撮影した画像を自分のHPやツイッターには、原則としていない。保護者・児童の了解を得てから、学校長の了承を得てからアップする。
- ③ 保護者にも、無断でのアップはしないように呼びかける。

(2) 教職員の情報管理について規定を守る。

- ① 重要情報資産は、原則持ち出し禁止。やむを得ず持ち出す際は、「校内情報管理規定」に従い、事前に必ず校長の許可を得るとともに、常に身に付け寄り道をしないなど、慎重な取扱いに努める。

- ② 重要情報資産については、暗号化やパスワードの設定を行い、盗難や紛失に備える。
  - ③ クラスで撮影した画像の CD 配布は学校からはしない。注文を取り、写真として販売する。
  - ④ できるだけ校内で成績処理等が行えるように、年度始めの学級経営案や連絡網の作成、学期末の成績処理の時間を確保できるように年暦の中で調整していく。
  - ⑤ 児童調査表、週案簿等の個人情報を記した書類の携帯には十分に注意する。
- (3) 重要情報資産を紛失した場合の対処方法
- ① 二次被害を防止するためにも、紛失の可能性がある段階で、校長に報告する。校長不在の場合は教頭に報告する。

#### 4 金銭事故（横領・不適切な会計処理）

- (1) 学校内の会計に対する正しい理解と認識を持つ。
- ① 内部牽制が機能するための体制を構築し、一人だけで処理に当たることのないようにする。
  - ② 「職場内研修」の実施等による啓発
  - ③ 学校徴収金等取扱マニュアルに基づく適切な会計処理を行う。
- (2) 教職員は服務規律の保持を常に意識して会計処理にあたる
- ① 校長・教頭は、日ごろから私費会計の取扱いについて十分注意を払っておく。
  - ② 個別の集金なども口座に入金し、集金と支払日の間の紛失事故を未然に防ぐ。
  - ③ 複数の目でチェックする。

#### 5 交通事故・交通法規違反

- (1) 交通法規の遵守を徹底する。
- ① 「職場内研修」の実施等による意識高揚
  - ② 「飲酒運転の根絶!!」（長野県警察本部）の活用
- (2) 教職員は服務規律の保持について意識を高める
- ① 毎年4月1日に「安全運転の誓い」を書くとともに、運転免許の有効期限を確認する。
  - ② 飲酒運転を根絶するために宴席での交通手段・帰宅方法の確認。
  - ③ 職員間の宴席は休前日を原則とし、普通日に実施する場合には開始時刻と終了時刻を十分に考慮する。また、翌日の出勤時刻にも配慮する。
  - ④ 交通法規違反0が守れていることの喜びを確認する。
  - ⑤ 時間に余裕をもって出張等に行かれるようにお互いに声をかけ合い、補欠授業は必ず前日までに計画する。
- (3) 交通事故等を起こした場合の対処方法については道路交通法にもとに行動する
- ① まずは、人命救助
  - ② 救急車の要請及び警察への通報、保険会社への連絡
  - ③ 直ちに校長に報告する。校長不在の場合は教頭に報告する。